

第 14 回全日本大学選抜相撲金沢大会要項

1. 名 称 第 14 回全日本大学選抜相撲金沢大会
2. 主 催 日本学生相撲連盟、金沢市、北國新聞社、全日本大学選抜相撲金沢大会実行委員会
3. 主 管 (一社)石川県相撲連盟、金沢市相撲連盟
4. 後 援 (公財)日本相撲連盟、石川県、金沢市スポーツ協会、テレビ金沢、北陸放送、エフエム石川、ラジオかなざわ、ラジオこまつ、ラジオななお、金沢ケーブル
5. 開催日時 令和 6 年 7 月 14 日 (日) 午前 9 時開会 (雨天決行)
6. 会 場 石川県卯辰山相撲場 (金沢市末広町)
7. 参加資格
 - <団体戦>
 - (1) 日本学生相撲連盟が選抜した 12 校
 - (2) 原則として参加校は、東日本 9 校、西日本 2 校及び日本学生相撲連盟と地元主催者が推薦する日本学生相撲連盟登録の大学 1 校とする
 - (3) 日本学生相撲連盟を通じて (公財) 日本相撲連盟に登録した選手
 - (4) その他のことについては、日本学生相撲連盟の規約による
 - <個人戦>
 - (1) 団体戦出場申し込み選手 (7 名まで) とする
 - (2) 上記のほか、石川県内大学生及び石川県内高等学校出身者で (公財) 日本相撲連盟に登録した選手
 - (3) 大会前日に行われる代表者会議において、正選手並びに交代選手が欠場した場合は予備登録選手が交代選手に繰り上がり、個人戦は欠場した選手のところに出場できる。但し、欠場した選手が複数の場合は、抽選にする。
8. 選手数等
 - (1) 団体戦は監督 1 名、選手 5 名、交代選手 2 名、予備選手 1 名、計 9 名とする
 - (2) 団体戦の予備選手は、代表者会議まで有効とする。
9. 競 技
 - (1) 競技審判に関する規定は (公財) 日本相撲連盟競技会規程及び審判規程による
 - (2) 団体戦は、予選 3 回戦を行い、8 校を選抜しトーナメント方式による
 - (3) 個人戦は、トーナメント方式による
10. 表 彰 団体は優勝、準優勝、第 3 位 (2 校) を表彰する
個人は優勝、準優勝、第 3 位 (2 名) を表彰する
11. 参加申込
 - (1) 申込期日 令和 6 年 6 月 24 日 (月) 必着
所定の用紙をもって作成し、メール (Excel データ) で
大会事務局に送信すること
(申込書は金沢市 HP からダウンロード可能)
 - (2) 申 込 先 〒920 - 8577 石川県金沢市広坂 1 - 1 - 1
金沢市文化スポーツ局スポーツ振興課内
全日本大学選抜相撲金沢大会実行委員会事務局
(Tel) 076 - 220 - 2443 (Fax) 076-261-2552
(Email) sports@city.kanazawa.lg.jp
(HP) <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/sportsshinkoka/gyomuannai/1/22715.html>

12. 抽 選

- (1) 日 時 令和6年7月1日(月) 午後2時30分から
- (2) 場 所 北國新聞会館 15階 154会議室(金沢市南町2番1号)
組合せは日本学生相撲連盟の選抜抽選方式により実施する

13. 代表者会議

- (1) 日 時 令和6年7月13日(土) 午後5時から
- (2) 場 所 香林坊プラザ 10階 ホール(金沢市香林坊1丁目2-24)

14. 宿 泊

宿泊の斡旋希望校はほっこく観光(〒920-0919 金沢市南町2番1号北國新聞会館内)に申し込むこと

15. 旅 費

- (1) 監督旅費 日本学生相撲連盟の大会旅費規定によって支給する
- (2) 選手旅費 大学本部所在地からの旅費を日本学生相撲連盟旅費規定により7名分を支給する。ただし、自然災害等、不可抗力により大会を中止した場合はこの限りでない。個人戦のみの参加者には、支給しない
- (3) 費用支給 旅費は、大会終了後に各校指定の口座に振り込む
監督が本部役員を兼ねているときは、役員旅費のみを支給する

16. ドーピング検査

- (1) 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である
- (2) 本競技会参加者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす
- (3) 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了できなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること
- (4) 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること
- (5) 検査に伴って生じた交通費や宿泊費は個人の負担とする
- (6) 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること

17. そ の 他

- (1) 選手はあらかじめ傷害保険に加入すること
- (2) 競技中の負傷事故が起きた場合において、主催者は、応急処置をするほか、一切の責めを負わない